資　　材

平成22年５月中国際収支状況（速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　　目	５　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	3,472	4,336	2,495
（対前年同月比）	（　39.2）	（　—）	（　−48.8）
貿易収支	3,910	8,591	3,935
（対前年同月比）	（　−0.6）	（　414.2）	（　−20.9）
輸出	50,276	55,771	37,574
（対前年同月比）	（　33.8）	（　42.7）	（　−42.2）
輸入	46,366	47,180	33,640
（対前年同月比）	（　37.8）	（　26.1）	（　−44.0）
サービス収支	−438	−4,255	−1,439
所得収支	9,287	9,460	11,764
経常移転収支	−707	−1,376	−1,146
経常収支	12,053	12,421	13,114
（対前年同月比）	（　−8.1）	（　88.0）	（　−33.8）
投資収支	−12,360	728	−8,044
直接投資	−4,690	−1,978	−1,378
証券投資	17,580	65,924	−29,229
（証券貸借取引を除く）	（　7,892）	（　22,154）	（　−26,042）
金融派生商品	−341	576	−1,327
その他投資	−24,910	−63,794	23,891
（証券貸借取引を除く）	（　−15,213）	（　−20,016）	（　20,691）
その他資本収支	−473	−235	−352
資本収支	−12,834	493	−8,396
外貨準備増（−）減	−910	−2,145	−2,324
誤差脱漏	1,690	−10,768	−2,393

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

平成22年１～３月中国際収支状況（確報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　　目	１　月	２　月	３　月	１～３月
貿易・サービス収支	108	7,123	10,995	18,227
（対前年同月〈期〉比）	（　—）	（　927.6）	（　613.6）	（　—）
貿易収支	1,667	7,853	10,890	20,411
（対前年同月〈期〉比）	（　—）	（　298.8）	（　756.6）	（　—）
輸出	46,242	48,783	57,161	152,186
（対前年同月〈期〉比）	（　40.9）	（　47.7）	（　45.7）	（　44.8）
輸入	44,574	40,930	46,271	131,775
（対前年同月〈期〉比）	（　8.0）	（　31.8）	（　21.9）	（　19.5）
サービス収支	−1,559	−730	105	−2,184
所得収支	9,159	9,619	16,676	35,454
経常移転収支	−448	−809	−2,106	−3,363
経常収支	8,819	15,933	25,564	50,317
（対前年同月〈期〉比）	（　—）	（　40.4）	（　66.6）	（　98.4）
投資収支	−4,496	−15,185	−36,165	−55,845
直接投資	4,359	−11,248	−1,537	−8,426
証券投資	52,576	−12,970	−97,840	−58,235
（証券貸借取引を除く）	（　20,563）	（　−2,300）	（　−58,138）	（　−39,875）
金融派生商品	23	1,131	1,014	2,167
その他投資	−61,453	7,903	62,199	8,648
（証券貸借取引を除く）	（　−29,441）	（　−2,767）	（　22,496）	（　−9,713）
その他資本収支	−196	−235	−780	−1,212
資本収支	−4,692	−15,420	−36,945	−57,057
外貨準備増（−）減	−1,733	−297	1,816	−214
誤差脱漏	−2,394	−216	9,564	6,954

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

公　　告

諮　事　項

工場財団

東京都港区赤坂一丁目11番30号**株式会社ニッチツ**の工場財団に長崎県松浦市志佐町浦免37番地１株式会社ニッチツ松浦工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年７月28日

長崎地方法務局平戸支局

有権者申出方

元当局所属公証人平本喜祿の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成22年７月28日　　東京法務局

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２２年（家）第３３２号
盛岡市松園３丁目１番５号
申立人　菅原　葉子
本籍岩手県久慈市本町１丁目38番地、最後の住所盛岡市下米内２丁目４番13号山岸和敬荘、死亡の場所盛岡市、死亡年月日平成21年７月４日、出生の場所岩手県九戸郡久慈町、出生年月日昭和２年11月20日、職業無職
被相続人　亡　菅原　隆藏
催告期間満了日　平成23年２月７日
盛岡家庭裁判所

平成２２年（家）第４２１６１号
事務所横浜市中区山下町51－１　読売横浜ビル703区
申立人　弁護士　石川惠美子
本籍横浜市神奈川区斎藤分町32番地、最後の住所横浜市神奈川区斎藤分町19番24号、死亡の場所横浜市神奈川区、死亡年月日推定平成21年７月４日、出生の場所東京府東京市杉並区、出生年月日昭和10年４月８日、職業自営業
被相続人　亡　西村　久子
催告期間満了日　平成23年２月24日
横浜家庭裁判所